

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-④)

施策名	目標10-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理							
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。							
達成すべき目標	避難指示解除準備区域及び居住制限区域における帰還の妨げとなる廃棄物(対策地域内廃棄物)を撤去し、仮置場への搬入を完了する。最終的には、放射性物質に汚染された廃棄物を適正に処理する。							
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度			
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	138,710	214,021	185,123	145,542		
	補正予算(b)	—	-26,611	-18,139	—			
	繰越し等(c)	11,186	15,740	(※記入は任意)				
	合計(a+b+c)	149,896	203,150	(※記入は任意)				
施策に関する内閣の重要な政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針 ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針 							
測定指標	対策地域内廃棄物の仮置場への搬入が完了した市町村数	基準値	実績値				目標値	達成
	27年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	29年度	×
	1	—	—	1	1	3	7	
	年度ごとの目標値	—	—	1	3	7	—	
	＜対策地域内廃棄物・指定廃棄物＞仮置場の確保・仮設処理施設の設置数	基準	施策の進捗状況(実績)				目標	達成
評価結果	23年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	29年度	△
	0	16か所	30か所	36か所	37か所	39か所	40	
	年度ごとの目標	—	36か所	36か所	38か所	40か所	—	
<p>(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり</p> <p>目標達成度合いの測定結果 (判断根拠)</p>		<p>対策地域内の各市町村の対策地域内廃棄物の仮置場への搬入が完了する時期については、「汚染廃棄物対策地域内における災害廃棄物等の処理について」(平成28年7月8日)において記載しているとおり、平成28年5月時点に想定していた対策地域内廃棄物量を基に推計したもの。その後、避難指示の長期化に伴い、対策地域内廃棄物量が平成28年5月時点の推計値よりも多く発生していることから、仮置場への搬入が完了した市町村数は昨年度に設定した目標値よりも少なくなっているところ。</p> <p>また、対策地域内廃棄物及び福島県内の指定廃棄物については、仮置場の確保、仮設焼却施設の整備及び同施設における処理が進んでいるところ。</p> <p>なお、福島県以外の県においては、指定廃棄物の今後の処理について、ご地元との調整を続けていくところ。</p>						
評価結果	<p>放射性物質に汚染された廃棄物の処理には、自治体や地元住民の理解を得ることが重要であり、丁寧な対応が必要である。</p> <p>【進捗状況】</p> <p>対策地域内廃棄物である災害廃棄物等の処理において、</p> <p>①災害廃棄物等の仮置場への搬入は、平成29年度末時点で約191万トンとなっているところ。</p> <p>②可燃物を減容化処理するために必要な仮設焼却施設の設置を9市町村(10施設)で計画しており、平成29年度末時点で、2施設が処理を完了、7施設が稼働中、1施設が建設工事中である。</p>							
	<p>施策の分析</p> <p>指定廃棄物の処理において、</p> <p>①福島県の県中・県南等24市町村の農林業系廃棄物の減容化事業について、平成29年6月に施設の稼働を開始した。</p> <p>②福島県安達地方の3市村(二本松市、本宮市、大玉村)の農林業系廃棄物の減容化事業については建設工事に向けた準備を行っている。</p> <p>③福島県以外の県については、各県それぞれの状況を踏まえた対応を進めている。平成29年7月に栃木県について指定廃棄物を保管する農家の負担軽減策を提案し、県・保管市町と調整を行っている。また、平成29年7月に宮城県について指定廃棄物を除く8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物を圏域ごとに処理する方針を決定し、平成30年3月に仙南圏域で試験焼却が開始された。</p> <p>福島県においては、平成29年11月に既存の管理型処分場への県内の指定廃棄物及び対策地域内廃棄物の搬入が開始された。</p>							
	<p>次期目標等への反映の方向性</p> <p>【施策】</p> <p>放射性物質に汚染された廃棄物の処理は、原子力災害からの復興・再生に欠かせない重要な業務であり、引き続き対応すべき施策である。</p> <p>【測定指標】</p> <p>廃棄物の処理の進捗状況が定量的に示せるよう、平成26年度から測定指標を対策地域内廃棄物処理計画(平成25年12月一部改定)において定められている市町村数と仮置場の確保・仮設処理施設の設置数に変更したところ。引き続き、定量的な指標で廃棄物の処理の進捗を表していく。</p>							
学識経験を有する者の知見の活用	放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会							
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—							
担当部局名	環境再生・資源循環局特定廃棄物担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	特定廃棄物担当参事官	政策評価実施時期		平成30年8月		